

2021年7月12日

「民事信託サービス」の取扱いを開始します

京都信用金庫（本店：京都市下京区、理事長 榊田 隆之）は、お客様の財産管理や資産承継ニーズにお応えするため、一般社団法人 民事信託士協会と提携し、「民事信託サービス」の取扱いを開始しましたのでお知らせいたします。

民事信託は、認知症などにより判断能力が低下し、自身の財産管理が困難になる場合に備え、お客様のご預金や不動産等の大切な資産を信託契約に基づいてご家族などに信託するものです。

当金庫では、「民事信託サービス」として、民事信託に関するご相談・ご利用を希望するお客様を民事信託士に取次ぐ「取次サービス」と、民事信託口座を開設する「口座開設サービス」を取扱いいたします。

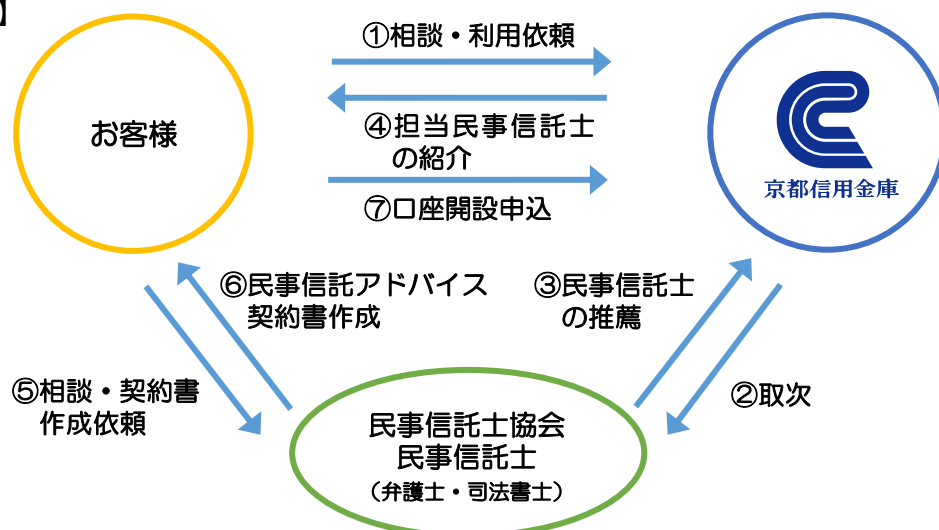
当金庫は、今後も地域のお客様が安心して暮らし続けられるよう幅広い商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

「民事信託サービス」について

取次サービス	お客様を民事信託士 [*] に取次ぐサービスです。 ※民事信託士とは、一般社団法人 民事信託士協会に所属する弁護士・司法書士をいいます。
口座開設サービス	民事信託契約に基づいて信託財産を分別管理する民事信託口座を開設するサービスです。 ■ 口座開設手数料：55,000円（税込） ※ご利用にあたり、当金庫所定の審査を行います。審査結果によってはご希望に添えない場合がございます。
取扱開始日	2021年7月12日

【サービスの流れ】



名称：一般社団法人 民事信託士協会
 代表者：代表理事 押井 崇 代表理事 高橋 宏治
 所在地：東京都中央区日本橋二丁目16番13号
 ランディック日本橋ビル3階

以上